

## 幼児教育・保育の無償化の概要について

「幼児教育・保育の無償化（以下「無償化」という。）」については、「新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日閣議決定）」に基づき、国において検討が進められる中、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日関係閣僚合意）」が示されたため、現段階での国の方針の概要と、本市の今後のスケジュールについて、報告するものです。

### 1 国の方針の概要

#### (1) 趣旨・目的

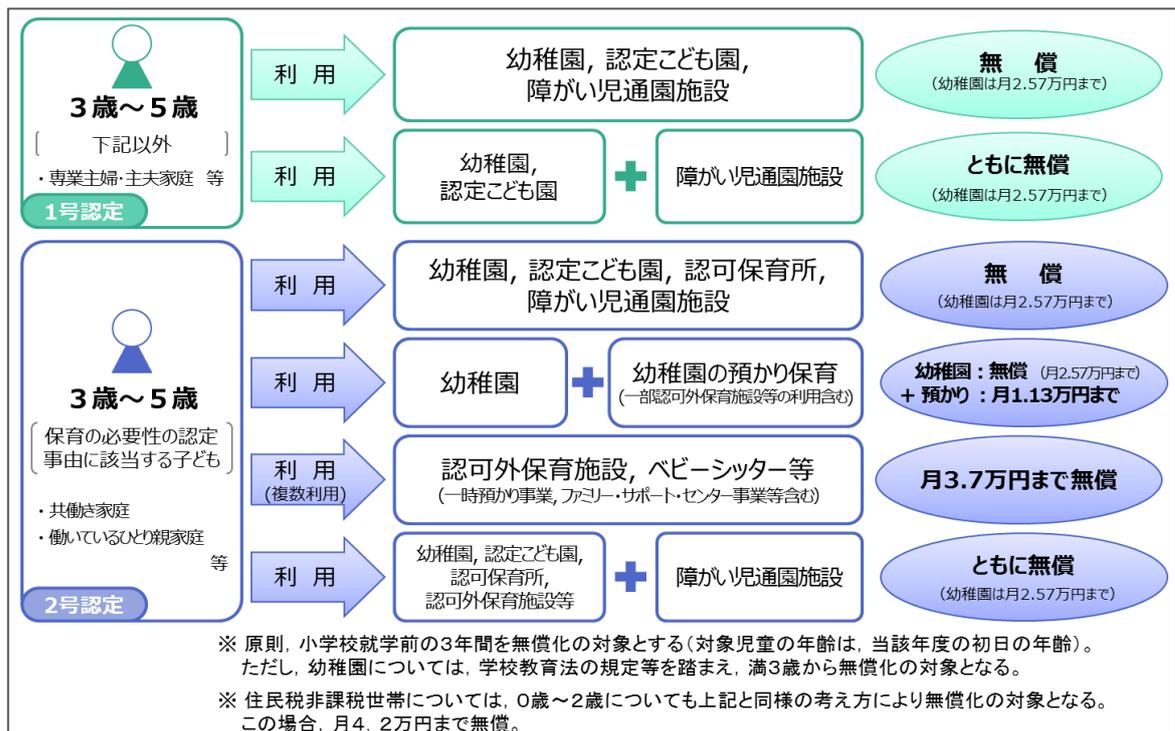
無償化は、子どもたちに対し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の機会を保障するとともに、少子化対策の1つとして、子育て世代の経済的な負担軽減を図ることを目的に、平成31年10月から開始するものです。

#### (2) 対象者等

無償化の対象者は、3歳から5歳の児童、及び0歳から2歳の住民税非課税世帯の児童（以下「対象児童」という。）で、幼稚園、認定こども園、及び認可保育所（地域型保育事業を含む。以下同じ。）における保育料が無償となります。

また、認可外保育施設等を利用する対象児童については、当該施設が多様化する保育ニーズに対応するとともに、認可保育所等の代替的・補完的役割を担っている現状を踏まえ、保育の必要性がある場合は、施設の利用料が無償化の対象となります。

【図表1】無償化の具体的なイメージ(例)



### (3) 対象範囲（対象サービス等）

無償化の実施においては、対象児童が主として利用する施設に応じて、無償化の対象範囲（対象サービス等）が異なります。

なお、対象児童が就学前の障がい児の発達支援（障がい児通園施設）を利用する際にかかる費用についても無償化の対象となり、幼稚園や認可保育所、認可外保育施設等と併行して通園している場合は、両方とも無償化の対象となります。

【図表2】利用施設別の無償化の対象範囲

主として利用する施設		保育の必要性 (対象要件)	無償化の対象範囲（対象サービス等）		
			基本サービス (毎月の保育料等)	併用サービス等	
				延長/預かり	他の施設・サービス等
幼稚園	幼稚園(施設型給付・私学助成) 認定こども園(教育)	無	無償	× (実費/現行と同じ)	
		有	又は 2.57万円/月まで無償	1.13万円/月まで無償*1 (1.63万円/月まで無償*2)	× (実費/現行と同じ)
認可保育所	公立保育所 法人立認可保育所 認定こども園(保育) 地域型保育事業所	有	無償	× (実費/現行と同じ)	
認可外保育施設等	企業主導型保育事業	有	無償	× (実費/現行と同じ)	
	認可外保育施設 一時預かり事業 ファミリー・サポート・センター事業		合わせて 3.7万円/月まで無償 (4.2万円/月まで無償)		

※ 「無償化の対象範囲（対象サービス等）」において、「無償」とあるものは保育料等が0円となる場合で、金額が記載してあるものは無償化の対象となる保育料等の上限額（下段の（ ）内は、0歳から2歳の住民税非課税世帯の対象児童の場合の上限額）である。

\*1 基本的には、幼稚園における預かり保育が無償化の対象となるが、主として利用する幼稚園が、預かり保育を実施していない、又は十分な水準の預かり保育を提供していない等の要件に該当しているため、預かり保育として認可外保育施設等の他の施設・サービス等を利用する場合には、その利用料が無償化の対象となる。

\*2 幼稚園は満3歳から利用が可能のため、併用サービス分を利用する場合、満3歳になる年度(2歳児クラス)については、住民税非課税世帯である場合のみ、（ ）内の金額を上限に無償化の対象となる。

### (4) 給付等の方法、財源措置

無償化の実施における対象児童の保護者への給付等の方法については、対象児童が利用する施設等に応じて異なります。

子ども・子育て支援新制度の対象である施設型給付幼稚園や認可保育所を利用する場合、対象児童の保護者は保育料を支払う必要がなくなります。一方、子ども・子育て支援新制度に移行していない私学助成の幼稚園や認可外保育施設等を利用する場合、対象児童の保護者は、原則、現行と同様に利用料を一度支払う必要があり、その実績等に応じて当該費用分を対象児童の保護者又は施設に給付することとなります。

また、無償化の実施に係る費用の国・地方の負担割合（財源措置）については、公立保育所は市町村が全額負担し、それ以外の施設（企業主導型保育事業を除く。）は、原則、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担することとなります。

なお、平成31年度は、無償化の実施に係る地方負担分の費用について、国費による対応を予定しています。

【図表3】対象施設別の給付等の方法・財源措置

対象施設等		現 行 (無償化実施前)					無償化実施後				
		給付等の方法	給付等に係る財源措置				給付等の方法	給付等に係る財源措置			
			国	県	市	その他		国	県	市	その他
幼稚園	施設型給付幼稚園 認定こども園(教育)	—	(全国統一) 1/2 (地方単独) —	1/4	1/4	保育料 (施設徴収)	保育料なし*3	(全国統一) 1/2 (地方単独) —	1/4	1/4	—
	私学助成の幼稚園★	個人給付又は施設補助 (幼稚園等就園奨励費補助)	1/3	—	2/3	/	個人給付*4 又は 施設補助*5	1/2	1/4	1/4	/
	幼稚園預かり保育★	— (利用者負担のみ)	—	—	—	/	個人給付*4 又は 施設補助*5	1/2	1/4	1/4	/
認可保育所	公立保育所	—	—	—	10/10	保育料 (市徴収)	保育料なし*3	—	—	10/10	—
	法人立認可保育所	—	1/2	1/4	1/4	保育料 (市徴収)	保育料なし*3	1/2	1/4	1/4	—
	認定こども園(保育) 地域型保育事業所	—	1/2	1/4	1/4	保育料 (施設徴収)	保育料なし*3	1/2	1/4	1/4	—
認可外保育施設等	企業主導型保育事業	— (国の直接補助)	10/10	—	—	利用料 (施設徴収)	— (国の直接補助)	10/10	—	—	—
	認可外保育施設★ 一時預かり事業★ ファミリーサポートセンター事業★	(利用者負担のみ) ※市町村独自の補助 制度がある場合あり	—	—	(10/10)	/	個人給付*4 又は 施設補助*5	1/2	1/4	1/4	/

※ 「対象施設等」のうち、★がある施設等については、無償化の実施に伴い、対象児童の保護者が支払う利用料に関する新たな給付制度が創設される予定である。

\*3 保育料なし… 対象児童の保護者が保育料を支払う必要がない方法(市・施設は保育料徴収が不要)。

\*4 個人給付…… 対象児童の保護者に対し、利用料の支払い等の実績に応じて算出する金額(無償化上限額まで)を給付する方法。

\*5 施設補助…… 対象児童の保護者が支払う利用料の実績等に応じて算出する金額(無償化上限額まで)を、施設に対して給付する(施設が代理受領する)方法。この場合、地域の実情に応じて、施設が対象児童の保護者から利用料を徴収しない制度とすることもできる。

## (5) そ の 他

### ア 施設等の利用に係る認定の必要性

対象児童が無償化の対象となるためには、これまで子ども・子育て支援法に基づく認定を必要としなかった施設等(私学助成の幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設等)を利用する際にも、認定が必要となります。

### イ 食材料費の取扱い

幼稚園及び認可保育所における食材料費の取扱いについては、現行制度において、実費又は保育料の一部として保護者が全額負担してきたことを踏まえ、無償化の実施にあたってはこの考え方が維持され、実費として対象児童の保護者が全額負担することになります。

また、認可外保育施設等についても同様の考え方にに基づき、給食費等の食材料費に相当する費用は保育料と区別され、無償化の対象外となります。

## 2 本市の施策・制度設計に向けたスケジュール等

無償化の実施に向けた国の方針等に基づき、対象となる施設やサービス等の現状を踏まえるとともに、現行制度における実情や課題等を検証しながら、平成31年10月の開始に向けた本市の施策の検討や制度設計を進めていきます。

	《市》今後の予定等	《国》主な動き
<b>平成30年度</b>		
5月		無償化措置の対象範囲等に関する検討会 報告書
6月		経済財政運営と改革の基本方針2018 (骨太の方針)
7月		市町村実務検討チームによる検討 (～現在)
12月		政府予算案 無償化の制度の具体化に向けた方針
	市施策・制度設計等の検討 (～5月)	
2月	2月藤沢市議会定例会 子ども文教常任委員会へ国の方針等の概要の報告	法案閣議決定(見込)
3月	(制度設計等に向けた事業者等との調整)	
<b>平成31年度</b>		
4月		
5月	市施策等の方針(案)の決定 関連例規等(条例・規則・要綱等)の整備	関連省令公布・施行(見込)
6月	6月藤沢市議会定例会 子ども文教常任委員会へ市方針(案)等の報告 関連条例の改正等議案の上程 関連要綱等の制定・改正等	
7月	事業者向け事務説明会等の開催 対象児童の保護者等への制度等の周知	
8月	対象児童の認定申請等の事前受付 (～9月末)	
9月	9月藤沢市議会定例会 補正予算議案の上程	
<b>10月</b>	<b>幼児教育・保育の無償化 開始</b>	

以 上

(事務担当 子ども青少年部 保育課)